

第1号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について

第2号議案 名古屋都市計画用途地域の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
(第1号議案) 名古屋都市計画区域区分の変更	長久手中央土地区画整理事業が施行される区域等を市街化区域に編入するものである。

市街化区域編入地区数及び面積表

(名古屋都市計画)

市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減	編入	除外	変更箇所の内訳 地区名 < 変更面積 >
			面積 (ha)	箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)	
長久手町	約 700	約 726	約 26	1	-	長久手中央地区 < 約26ha >

変更する内容及び関連する事項	変更する理由																		
<p>(第2号議案) 名古屋都市計画用途地域の変更</p> <p>長久手中央地区(長久手町)</p> <table border="1" data-bbox="193 528 772 696"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>容積率</th> <th>建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>1低</td> <td>50%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>表中の略称は次のとおり 1低：第一種低層住居専用地域</p>		種類	容積率	建ぺい率	変更前	-	-	-	変更後	1低	50%	30%	<p>土地区画整理事業が施行される区域等について、都市基盤整備に備え、無秩序な開発を抑制し、良好な住環境を保全するため、第一種低層住居専用地域(容積率50%、建ぺい率30%、建築物の高さ制限10m)を定めるものである。</p>						
	種類	容積率	建ぺい率																
変更前	-	-	-																
変更後	1低	50%	30%																
<p>用途地域面積増減表</p> <p>(変更のある用途地域のみを記載)</p>																			
<p>(名古屋都市計画)</p>	<p>(名古屋市を除く)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>建築物の容積率</th> <th>建築物の建ぺい率</th> <th>外壁の後退距離の限度</th> <th>建築物の敷地面積の最低限度</th> <th>建築物の高さの限度</th> <th>増減</th> <th>変更後面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>5/10以下</td> <td>3/10以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10m</td> <td>約26ha</td> <td>約232ha</td> </tr> </tbody> </table>	種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増減	変更後面積	第一種低層住居専用地域	5/10以下	3/10以下	-	-	10m	約26ha	約232ha	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>約26ha</td> <td>約232ha</td> </tr> </tbody> </table>	約26ha	約232ha
種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増減	変更後面積												
第一種低層住居専用地域	5/10以下	3/10以下	-	-	10m	約26ha	約232ha												
約26ha	約232ha																		

第3号議案 知多北部都市計画用途地域の変更について

変更する内容及び関連する事項				変更する理由			
名和寺徳地区（東海市）				土地区画整理事業の進捗に伴い、良好な住宅地の形成を図るため、第二種住居地域（容積率200%、建ぺい率60%）へ変更するものである。			
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	1 中高	150%	60%				
	1 住	200%	60%				
変更後	2 住	200%	60%				
<p>表中の略称は次のとおり</p> <p>1 中高：第一種中高層住居専用地域</p> <p>1 住：第一種住居地域</p> <p>2 住：第二種住居地域</p>							
<p>用途地域面積増減表（変更のある用途地域のみを記載）</p> <p>（知多北部都市計画）</p>							
種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増減	変更後面積
第一種中高層住居専用地域	15/10以下	6/10以下	-	-	-	約-0.8ha	約1,158ha
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	約-1.2ha	約1,031ha
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	約2.0ha	約128ha

第4号議案 豊橋渥美都市計画自動車ターミナルの変更について

変更する内容及び関連する事項		変更する理由										
廃止する自動車ターミナル <table border="1" data-bbox="236 338 793 589"> <tr> <td>種別</td> <td>バスターミナル</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>狭間バスターミナル</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>豊橋市駅前大通二丁目</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>約0.5ha</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>停留所数9、地下1階</td> </tr> </table>		種別	バスターミナル	名称	狭間バスターミナル	位置	豊橋市駅前大通二丁目	面積	約0.5ha	備考	停留所数9、地下1階	ターミナル機能を豊橋駅前広場に集約させ、豊橋市における将来都市交通体系の実現を図るため、狭間バスターミナルを廃止するものである。
種別	バスターミナル											
名称	狭間バスターミナル											
位置	豊橋市駅前大通二丁目											
面積	約0.5ha											
備考	停留所数9、地下1階											

- 第5号議案 宝飯都市計画道路の変更について
 第6号議案 宝飯都市計画公園の変更について
 第7号議案 豊橋渥美都市計画、宝飯都市計画及び新城都市計画
 下水道の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(5号議案) 宝飯都市計画道路の変更 (1・4・1号名豊道路ほか9路線)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地名の変更 <p>(第6号議案) 宝飯都市計画公園の変更 (9・6・1号東三河ふるさと公園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地名の変更 <p>(第7号議案) 豊橋渥美都市計画、宝飯都市計画及び新城都市計画下水道の変更 (豊川流域下水道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続する下水道の名称の変更 (音羽公共下水道、御津公共下水道 豊川公共下水道) ・地名の変更 	<p>平成20年1月15日に豊川市、音羽町及び御津町が合併し豊川市になったことに伴い、計画書内の地名を現在の地名に変更するものである。</p> <p>また、豊川流域下水道については、あわせて接続する公共下水道の名称を変更するものである。</p>